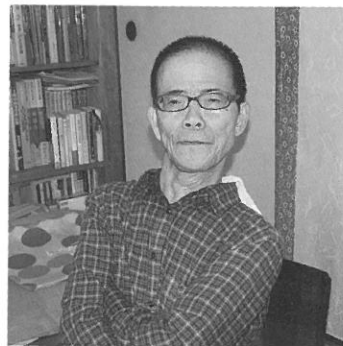


編集部が迫る！



発達保障って
なんですか？

河野 勝行さん その3(全3回)



このの かつゆき

1944年大阪生まれ。佛教大学文学部史学科（通信教育部）で学ぶ。全障研大阪支部長、日本身体障害者友愛会大阪支部書記長を歴任。著書に『僕も働きたいー障害者問題をすべての国民のものに』（共著、鳩の森書房）、『発達保障の探究』（共著、全障研出版部）など多数。

障害者は
なぜ戦争を許せないか！

戦後、国民による平和運動のなかで、とくに重要なものに「自衛隊イラク派兵差し止め訴訟」があります。国が自衛隊初の海外派兵をしたことは憲法違反だと訴えたものです。

この訴訟の原告団には視覚障害者が加わっていました。名古屋市の住む梅尾朱美さんです。青年の母親でもあります。裁判には原告意見陳述書も提出されています。

梅尾さんは戦後のお生まれですが、全盲になったことには戦争中、軍属として「満州鉄道」に勤め、帰国したときには「全身が結核に冒されていた」祖父からの感染が深く疑われるといいます。戦争による障害者です。

そして障害者として戦争反対を叫ばずにはおられない理由として、次の四点をあげています（要約は藤野高明「楽しく生きる」へクリエイツかもがわ）によります。藤野さんも不発弾の暴発という戦争に起因する視覚障害者です…今月号特集を参照）。

第一に、戦争は数知れない障害者をつくり出します。

第二に、戦争は障害者の人権を抑圧し、いやおうなく障害者差別

を助長します。

第三に、軍事費が突出し、福祉予算が徹底的に削られます。「大砲」と「バター」は決して両立しないのです。

第四に、「今二十代の息子、命がけで産み育てたわが子を、人殺しの道具として戦争に送りたくない。」

右の要点はすべてが戦争の本質を突いており、「生命をいづくしむ親の心情が吐露されている」と、藤野さんは心からの共感を送っています。

そして圧巻は、今回新たに読むことのできた以下の陳述です。

「障害者が安心して生きていくために、平和は不可欠です。なぜなら、障害者は人の優しさや善意を信頼しなければ、一日も生きていけない存在だからです。そして、多くの人が常に優しく、いい人であり続けるためには、平和ほど必要なものではありません。自分の明日の命さえ保障されない中で、どうして人が優しくいい人など、いられるでしょうか。」

私は、自分自身が負った障害については、あきらめることができても『安心して生きていきたい』という願いを、あきらめることはできません。

この発言を読んでわたしは、表現のすべてに同感しました。

というのも、わたしも身重の母が、戦時下の空前の食糧飢饉のなかで慣れない農作業を強いられたことに起因する生まれながらの障害児だからです。1944年の生まれです。

この指摘に似たことはわたしも書いたことがありますが、これほど端的に言い表された例は知りません。まさしく「戦争前夜」、いや既に「戦時下」と言われるこの時期だからこそ、くりかえし読み深め、そして多くの人びとに伝えていたきたい文章です。

右は世界に通じる「平和の文化・思想」の一つにほかなりません。忘れてならない歴史の記憶であると同時に、現代に生きるわたしたち共通の「日常文化」にしていきたいものです。そこに発達保障の思想と営みが重なることも明らかです。

歴史に親しみ未来を語る

梅尾さんたちの戦争に反対し平和を欲してやまない熱意と運動は、大きな実りをもたらしました。

2008年4月17日、名古屋高等裁判所において、画期的な判決が言い渡されたからです。

日本国憲法は、その前文で「わ

れらは全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免（まぬ）がれ、平和のうちに生存する権利を有すること宣言する」と規定しています。判決はその平和的生存権は「すべての基本的人権の基礎にある」「基底的権利」だと認め、「憲法九条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合には…裁判所に救済を

求めることができ…その限りで平和的生存権には具体的権利性がある」と明言したからです（憲法学者・辻村みよ子さんの論文による）。

イラク派兵は憲法違反だと司法によって認定されたのです。

しかもこの判決は法律上、問題なく確定しており（2008年5月2日）、政府といえども無視す

ることは本来許されません。

この立場から見れば、集団的自衛権に関する先の「閣議決定」はもちろん、今国会で審議中の「安全保障関連法案」がいずれも憲法に違反し、後者が「戦争法案」にほかならないことは明らかです。

*

昨今の安倍政権の言動を見てみると、「どうせ国民は近代の歴史なんか知るわけがない」とタカをくくっている節が少なくありません。教育の自由を制限し、知らせないようにしてきた勢力ゆえの傲慢さでしょう。

明治7年（1874）の「台湾出兵」以後、アジア太平洋戦争敗戦までの71年間、日本が戦争または軍事行動をしていなかったのはわずか一年間だけだといわれます（丸山静雄「日本の七〇年戦争」）。日本がヨーロッパに派兵したことはありません。対象はいつもアジアでした。日本がアジア諸国から警戒されるのはあたりまえです。まして戦後補償や謝罪さえ不徹底なまま戦争放棄の憲法第9条の改悪を画策すれば、不信任をおおることになるのは明らかです。いま日本の国民が近代史の勉強に努めることはそれだけで「欺される」度合いを少なくできます。一見些細な首相の発言の真意まで

今なお続く戦争
傍観は荷担である

が、歴史と照らし合わせることで読めたりするのです。

発達保障の前進と日本社会の展望ある未来を語り合い築いていくために、歴史に親しんでください。それは平和的生存権を「全世界の国民」のものにしていく現実的営みでもあるはずです。

先の判決はこうも言います。イラクでは戦闘により「多数の死者が出るなどしてきているのみならず、子どもたちを含む民間人を多数死傷させ、民家を破壊し」、多数の難民の「近隣諸国への流出を余儀なくさせ」ている、と。実際、裁判所が採用した証拠のなかには、「クラスター爆弾の不発弾によって左手左足を吹き飛ばされた子どもや、アメリカ兵に狙撃されて下半身不随になった子どもなどのインタビュー」映像が含まれていました（川口創ほか『今、あらためて「自衛隊のイラク派兵差し止め訴訟」判決文を読む』星海社新書）。

しかし、戦争は今日もつづいています！「地上における最大の悪」といわれながら…。「傍観は加担である」ということが信じられずに出されます。



▶「ぼくも働きたい」出版記念会
右は母アヤノさん



▶第九回全国大会
澤月子さん（右端）、堺看護学校の恩師、綾部正弘さん（右から二番目）と